

## ふくしま6次化人材育成事業 委託仕様書

### 1 事業の目的

本県の豊かな農林水産資源を基盤とする6次産業化や農商工連携、企業等の農業参入など、地域産業の6次化に取り組む農林漁業者や商工業者等の人材の発掘・育成を行い、本県農林水産業の復興と地域経済の活性化を図る。

### 2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

### 3 業務の内容

1の目的を達成するため、「ふくしま6次化創業塾」（以下、「塾」とする。）として開講、運営する。なお、令和6年度は10月からの開塾を予定する。

#### (1) コース設定

次のとおり2つのコースを設ける。

##### ア 6次化創業コース（起業・実践コース）

6次化を実践的に取り組む意思のある農林漁業者等向けのコース。農林漁業者や商工業者等が売れる商品づくりを目指し、モノづくりと自らの思いを形にするために、6次化の概念や基礎知識について実技を交えて学ぶ。

##### イ 6次化創業支援スタッフコース（地域コーディネーターコース）

地域をコーディネートできる人材育成・支援を目指すコース。農林漁業者や事業者に対して6次化に関する指導やマッチング、支援等を行うために必要な6次化関連の知識・手法について学ぶ。

#### (2) カリキュラムの設計

##### ア 上記(1)のカリキュラム設計、講師の選定

イ 講義は原則、福島県農業総合センターを使用するが、状況に応じてオンラインで実施することも可能とする。演習や現地視察等は実施に十分な設備が整っている施設を使用する。

##### ウ 入塾式及び卒塾式の実施

#### (3) 受講者の募集及び受講者との調整

##### ア 塾の募集チラシ等の作成、郵送等による関係機関への募集の広報

##### イ 塾をPRするためのSNS等による情報発信

##### ウ 受講希望者からの問合せへの対応、申込受付、受講者の決定

#### (4) 塾の運営管理

##### ア 塾の運営管理に適正な人員の配置

##### イ 講師の手配・連絡調整、講師等への謝金・旅費の支払、受講生の出欠管理

※ 受講生の卒塾に関する要件を整理すること。

##### ウ 塾実施会場との連絡調整、機材等の手配、設営

##### エ 県が実施する地域産業6次化推進の各事業（ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業、ふくしま満天堂ブランド確立推進事業、県産品加工支援センター）との連携

##### オ その他、塾の実施運営に付随する業務

#### (5) その他

この仕様に定めのない事項については、必要に応じて協議すること。

#### 4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届（別記第1号様式）
- (2) 総括責任者通知書（別記第3号様式）
- (3) その他甲が必要と判断したもの

#### 5 成果品

委託契約書第11条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

- (1) 「業務の内容」に記載の各事業の実施結果をまとめた報告書（実施状況写真含む）
- (2) その他甲が必要と判断したもの

#### 6 業務上の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たって必要となり取得する財産は、取得価格または効用の増加価格が50万円未満であること。

なお、10万円を超える備品等について、リース又はレンタルで対応できるものは財産の取得ではなく、極力リース等で対応すること。

- (2) 乙は、業務の遂行に当たり甲と協議し、適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (3) 乙は、塾専用の電話回線の開設、メールアドレス等の取得を行うとともに、本業務の遂行に際しては、原則として社名ではなく「ふくしま6次化創業塾事務局」を用いるものとする。
- (4) 本仕様書にない事項、又は仕様について生じた疑義については、甲及び乙双方で協議して決定するものとする。

#### 7 財産権の取扱

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 乙が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱を行うこと。

#### 8 その他

- (1) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、予め甲と協議し、甲の承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定める。

(3) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住 所  
名 称  
代表者役職氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け  
出ます。

記

1 業務名

ふくしま6次化人材育成事業

2 委託料の額

金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間

着 手：令和 年 月 日  
履行期限：令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住 所  
名 称  
代表者役職氏名

総括責任者通知書

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、下記総括責任者として届け出ます。

記

1 業務名

ふくしま6次化人材育成事業

2 委託期間

着手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

3 総括責任者氏名

役職：

氏名：

連絡先：